

問番号	問内容
<b>対象となる事業主</b>	
Q10-01	<p>国や地方公共団体は助成金の支給対象になりますか。</p> <p>本助成金は、現在、雇用関係助成金の支給対象とされていない国、地方公共団体（地方公営企業を除く。）、行政執行法人及び特定地方独立行政法人に対しては支給されません。 （このため、国や地方公共団体に雇用される非正規雇用やパート勤務の方は助成金の対象となりません。） ※例外的に、地方公営企業（公立病院等）の非常勤職員で退職手当制度の適用を受けない方（雇用保険被保険者等）については、対象となります。</p>
Q10-02	<p>NPO法人や社団法人もこの助成金の支給対象になりますか。</p> <p>対象になります。（国、地方公共団体（地方公営企業を含む。）、行政執行法人及び特定地方独立行政法人以外の事業主は支給対象になる。）</p>
Q10-03	<p>個人事業主でも対象になりますか。法人格が必要ですか。</p> <p>労働者を雇用されている個人事業主の方も対象になります。法人格は不要です。 なお、暫定任意適用事業所（※）を除き、雇用保険又は労働者災害補償保険の適用を受ける事業主であることが必要です。 （※）農林水産の事業であって常時5人未満の労働者を雇用する個人経営の事業。暫定任意適用事業所の場合は、当該事業所を管轄する農政事務所等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」の添付が必要です。</p>
Q10-04	<p>風俗関連の事業主は対象になりますか。</p> <p>風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業またはこれら営業の一部を受託する営業を行う事業主も対象になります。</p>
Q10-05	<p>労働保険料滞納事業主は対象になりますか。</p> <p>対象になります。</p>
Q10-06	<p>労働関係法令違反（送検等）事業主は対象になりますか。</p> <p>対象になります。</p>
Q10-07	<p>不正受給をした、又はしようとした事業主は対象になりますか。</p> <p>既に不正受給に係る請求金（①不正受給により返還を求められた額、②不正受給の日の翌日から納付の日まで、年5%（支給申請を行った日が令和2年3月31日以前の場合は年3%）、③不正受給により返還を求められた額の20%に相当する額の合計額）を支払い済みの事業主は、対象になります。 （令和3年8月1日以降に有給休暇を取得させた場合に遡って適用）</p>